

## 第5節 海洋をめぐる動向

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネルギー資源の輸入を海上輸送に依存していることから、海上交通の安全確保は国家存立のために死活的に重要な課題である。また、国際社会にとっても、国際的な物流を支える基盤としての海洋の安定的な利用の確保は、重要な課題であると認識されている。

一方、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例がみられ、「公海自由の原則」が不当に侵害される状況が生じている。また、中東地域における船舶を対象とした攻撃事案などや、各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。

### 1 「公海自由の原則」などをめぐる動向

国連海洋法条約<sup>1</sup> (UNCLOS) は、公海における航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいては、中国が既存の国際秩序とは相容れない主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多くみられるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。また、北朝鮮による、日本海や太平洋への度重なる弾道ミサイル発射や、衛星打ち上げとする発射は、関連する国連安保理決議に違反することはもとより、航空機や船舶の安全確保の観点からも問題となりうるなど、わが国や地域、国際社会の平和と安全を脅かすものである。

**参照** 3章2節2項6 (海空域における活動)、3章4節1項3 (大量破壊兵器・ミサイル戦力)

こうした海洋や空の安定的利用の確保に対するリスクとなるような行動事例が多数みられる一方で、近年、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組も進展している。

多国間の取組として、2014年4月、日米中を含む西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) 参加国海軍は、各国海軍の艦艇や航空機が予期せず遭遇した際の行動基準 (安

全のための手順や通信方法など) を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準<sup>2</sup> (CUES)」について一致した。また、同年11月、米中両国は、軍事活動にかかる相互通報措置とともに、CUESなどに基づく海空域での衝突回避のための行動原則について合意したほか、2015年9月には、航空での衝突回避のための行動原則を定めた追加の付属書に関する合意を発表した。さらに、ASEANと中国との間では、「南シナ海に関する行動規範 (COC)」の策定に向けた公式協議が行われてきており、2023年7月には、ASEAN・中国外相会議の場で「実効的で実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガイドライン」が採択された。

わが国と中国との間では、2018年6月に「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の運用を開始した。

こうした、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されている。

**参照** Ⅲ部3章1節2項14 (中国)

### 2 海洋安全保障をめぐる各国の取組

#### (1) 中東地域における海洋安全保障

中東地域においては、近年、船舶を対象とした攻撃事案などが断続的に発生している。

特に、2023年10月のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突以降、紅海を含むアラビア半島周辺海域においては、民間の商船への攻撃事案などが発生している。

1 「国連海洋法条約 (UNCLOS)」(正式名称「海洋法に関する国際連合条約」) は、海洋法秩序に関する包括的な条約として1982年に採択され、1994年に発効した (わが国は1996年に締結)。  
2 本行動基準は法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

中東地域において高い緊張状態が継続するなか、現在、航行の安全を確保するための取組として、米国やEUのイニシアチブのもとでそれぞれ活動が行われており、2024年1月には、民間船舶などへの攻撃を繰り返すイエメン国内のホーシー派の拠点に対して米英軍が攻撃を実施している。

**参照** 3章10節1項4(湾岸地域情勢)

## (2) 海賊

各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。近年の全世界の海賊・海上武装強盗事案(以下「海賊事案」という。)発生件数<sup>3</sup>は、2010年の445件をピークに減少傾向にある(2023年は120件。)

これはソマリア沖・アデン湾の海賊事案発生件数の減少に大きく依拠している。ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数については2008年から急増し、2011年には237件と全世界の発生件数の半数以上を占め、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。近年は、わが国を含む国際社会の様々な取組の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していたものの、2023年12月には、2017年以来となる商船の乗っ取り事案が発生した。2024年に入ってから海賊の活動は活発化しており、依然予断を許さない状況となっている。かかる現状を踏まえれば、国際社会による継続した取組をより一層強化しなければ、海賊行為がさらに活発化するおそれがある。(わが国の取組についてはⅢ部3章2節2項(海賊対処への取組)参照。)

ソマリア沖・アデン湾における国際的な海賊対処の取組としては、まず、パーレーンに本部を置く米軍主導の連合海上部隊<sup>4</sup>が設置した多国籍部隊である、第151連

合任務群による海賊対処活動があげられ、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタンなどが参加し、ゾーンディフェンスなどによる海賊対処活動を実施している。また、EUは、2008年12月から海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。この作戦は、各国から派遣された艦艇や航空機が船舶の護衛やソマリア沖における監視などを行うもので、2024年末まで実施することが決定されている。

さらに、前述の枠組みに属さない各国の独自の活動も行われており、例えば中国は、2008年12月以降、ソマリア沖・アデン湾に艦艇などを派遣し、海賊対処活動を行っている。

一方、ソマリア国内の不安定な治安や貧困といった海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威は引き続き存在している。国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)によれば、2023年に1件、International Chamber of Commerce International Maritime Bureau 2017年以來の乗っ取り事案が発生した。同乗っ取り事案について、IMBは、1件ではあるものの、この海域において依然として海賊行為を行う能力を有する主体が存在していることを示すものとして、改めて警告している。

またアフリカでは、ギニア湾において海賊事案が発生(2023年は22件)しており、国際社会はアフリカにおける海賊などの問題への取組を継続している。

東南アジア海域における2023年の海賊事案発生件数は67件であった。特に、2019年以降はシンガポール海峡における事案が増加しており、2023年は37件発生した。備品の窃盗といった軽微な事案が多いものの、世界で報告された海賊事案件数の三分の一近くを占めるにいたっている。

## 3 北極海をめぐる動向

北極海では、近年、海氷の減少にともない、北極海航路の利活用や資源開発などに向けた動きが活発化している。カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、

ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の8か国からなる北極圏国は1996年、北極における持続可能な開発、環境保護といった共通の課題についての協力などの促進

3 本文における海賊事案発生件数は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。件数は未遂事案も含む。

4 米中央軍の隷下で海洋における安全、安定と繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。43か国(2024年4月現在)の部隊が参加しており、連合海上部隊司令官は米第5艦隊司令官が兼任している。インド洋とオマーン湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務群、海賊対処を任務とする第151連合任務群、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務群、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群、海上安全保障のための教育訓練を任務とする第154連合任務群(2023年5月発足)の5つの連合任務群で構成されており、第151連合任務群には自衛隊の部隊も参加している。

を目的とし、北極評議会を設立した<sup>5</sup>。

安全保障の観点からは、北極海は従来、戦略核戦力の展開または通過海域であったが、近年の海水の減少により、艦艇の航行が可能な期間や海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられる。こうしたなか、軍事力の新たな配置などを進める動きもみられる。

ロシアは、2021年1月に北洋艦隊を軍管区級に格上げし、2022年7月に発表した海洋ドクトリンでは、北極海を死活的に重要な海域に位置づけるなど、北極圏における国益擁護のための体制の構築を推進しており、各種政策文書において、北極圏におけるロシアの権益やロシア軍の役割を明文化している。また、北極圏沿岸部にレーダー監視網の整備を進めているほか、飛行場の再建や地対空・地対艦ミサイルの配備が進められている。活動面では、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）による戦略核抑止パトロールや長距離爆撃機による哨戒飛行を実施するなど、北極海における活動を活発化させているほか、2022年9月には太平洋艦隊がチュコト海で総合北極遠征「ウムカ-2022」を、2023年9月にはチュコト海に加えてベーリング海を含めた海域で戦術演習「フィンヴァル-2023」を実施しており、海軍総司令官指揮のもとで対艦ミサイル発射訓練などを行っている。

**参照** 3章5節3項5（ロシア軍の動向（全般））

米国は、2022年10月に発表した「北極圏国家戦略」において、北極圏でのロシアや中国との戦略的競争が激化しているとの認識を示した<sup>6</sup>。また、安全保障面では、北極圏における米国の利益を守るために必要な能力を強化することによって米国本土と同盟国に対する脅威を抑制するとともに、同盟国やパートナーと共通のアプローチを調整し、意図しないエスカレーションのリスクを軽減するとしている。2018年10月には、27年ぶりに空母を北極圏に進出させ、ノルウェー海で航空訓練などを実施したほか、2020年5月には、米英の艦船が冷戦終結後初めてバレンツ海で活動した。また、2021年3月にはB-1爆撃機を北極圏内に初着陸させ、2022年3月には、米海軍が北極圏における演習「アイスエックス2022」を実施し、ロサンゼルス級原子力潜水艦を参加させるとともに、カナダ海・空軍と英国海軍が参加した。

北極圏国以外では、日本、中国、韓国、英国、ドイツ、フランスなどを含む13か国が北極評議会のオブザーバー資格を有している。中国は、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示しており、科学調査活動や商業活動を足がかりにして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている<sup>7</sup>。また、中国は2023年初頭時点で、「雪龍」、「雪龍2号」および「中山大学極地」の3隻の砕氷調査船を運行しており、2022年10月の北極遠征では、北極海に初めて自律型無人探査機（AUV）を展開したと指摘されている<sup>8</sup>。

**参照** 3章2節2項6（海空域における活動）

5 北極評議会の議長国は、2021年5月から2年間、ロシアが務めることとなっていたが、ロシア以外の北極圏国7か国は2022年3月、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアが議長国を務める北極評議会の全ての会合への参加を一時的に停止した。2023年5月にノルウェーが議長国に就任し、作業部会の再開に向け合意した。

6 ロシアについては、過去10年間、北極圏における軍事的プレゼンスに多大な投資を行う一方、北極圏における新たな経済基盤を整備し、北極海航路での過度の領海権主張により、航行の自由を束縛する試みを実施しているとの認識を示した。また、ロシアによるウクライナ侵略は、北極圏でも地政学的緊張を高め、意図しない紛争の新たなリスクとなり、協力を妨害しているとも指摘している。中国については、経済、外交、科学、軍事活動の拡大を通じて、北極圏における影響力を高め、より大きな役割を果たす意向を強調しているとの認識を示した。また、過去10年間、中国は重要な鉱物資源の採掘を中心に投資を倍増させ、北極圏での軍事利用のためのデュアルユース研究を実施しているとも指摘している。

7 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2019年）による。

8 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。この報告書では、中国による北極圏への関与の拡大は、中国・ロシア間の新たな関与の機会を創出していると指摘している。